



Title	18世紀後半、南千島・蝦夷島東部のアイヌ社会へのヤサーク賦課をめぐって：ロシアの千島列島進出と「クリル人」認識
Author(s)	谷本, 晃久; Tanimoto, Akihisa; 鈴木, 建治 他
Citation	アイヌ・先住民研究, 5, 141-161
Issue Date	2025-03-30
DOI	https://doi.org/10.14943/Jais.5.141
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94279
Type	departmental bulletin paper
File Information	09_5_p141-161.pdf



【史料紹介】

18世紀後半、南千島・蝦夷島東部の アイヌ社会へのヤサーク賦課をめぐって －ロシアの千島列島進出と「クリル人」認識－

Yasaak to Ainu society in Southern Kuril Islands and Eastern Ezo Island: 1778-1779

－ Russian advance into the Kuril Islands and
their recognition of the Kuril Ainu －

谷本 晃久*、鈴木 建治**

Akihisa TANIMOTO, Kenji SUZUKI

要 旨

18～19世紀におけるアイヌ民族史の特質としては、その主な生活域である北海道（蝦夷島）・サハリン島（樺太）南部・千島列島（クリル諸島）を囲繞する諸国家との関係が、政治・経済・社会の面で、より直接さを増すことが挙げられる。すなわち、南の日本、北西の中国清朝、北東のロマノフ朝ロシアとの関係がそれである。

本稿はそのうち、千島列島を対象とした史料の紹介と検討を行なった。当該期当該地域のアイヌ史については従来、1789年のクナシリ・メナシの戦いに関する研究が和文史料を素材として重ねられてきたが、ロシアとの関係史については、一次史料に基づいた個別実証分析の蓄積は乏しい。筆者らは1778・79年のロシア航海記録に着目し、翻刻によるその研究素材化を進めるなかで、記録に含まれるヤサーク（毛皮税）徴収台帳の分析から、その実態は賦課への反対給付を伴う交易であり、また後にペテルブルク宮廷から賦課を強いることは禁じられたものの、エトロフ島以南蝦夷島東端部に至るアイヌ民族のうちに、ヤサーク賦課を受容した者のあったことを明らかにした。本稿では、その史料価値を紹介する。

台帳には、当該地域にアタマン（首長）を戴く複数の集団からなる1404人についての記載がある。注目すべきはアタマンのうちに、クナシリ・メナシの戦いに関する和文の記録に見えるアイヌ首長名がみられることで、日露のはざまで主体的行動をとり得た当該期当該地域のアイヌ首長層のすがたを個別具体的に分析紹介する。また、ロシアによる賦課の意図についても紹介する。

以上のように本稿は、複数言語史料を用いた実証的アイヌ民族史・日露関係史への貢献を目指した研究素材開発（史料紹介）の試みである。

キーワード：アイヌ史、ロシア語史料、クリル人、シャバーリン、松前藩

* 北海道大学文学研究院

** 国立アイヌ民族博物館

はじめに：問題の所在

本稿の課題は、18世紀後半、より具体的には1778・1779（安永7・8）年のロシアによる千島列島南部ならびに蝦夷島東部への航海に際してなされた、当該地域のアイヌ社会への毛皮税（ヤサーク：ясак）賦課の実際について考察を加えることにある。ロシアによる毛皮税賦課については、ロシア帝国によるシベリア・極東・北米、あるいは中央アジア諸民族編成に際してなされた支配形態のかたちとしての評価が一般的で¹、千島列島中北部のアイヌ民族に関してもそれが用いられたことについては、ポロンスキー²以来の指摘があり、邦文による研究についても郡山良光³、ザヨンツ・マウゴジャータ⁴、スサンネ・コラー⁵らによる個別実証研究の蓄積がある。

本稿では、これらの研究蓄積を踏まえたうえで、ロシア国立古文書史料館（РГАДА：RGADA）の所蔵になる簿冊「千島列島、チュクチ民族、並びにカムチャツカ島に関する雑録：1779～1785」⁶に合綴されるアイヌ民族の名前を列記したリスト⁷（以下、「ヤサーク徴収台帳」と表記）を用いた検討をおこなう。その理由は、①記録範囲であるエトロフ（択捉）島・クナシリ（国後）島・シコタン（色丹）島・アトキス（アツケシ：厚岸）島（＝蝦夷島東部）における18世紀後半のアイヌ社会に関しては詳細な一次史料に乏しい点、②記録範囲に「アトキス島」すなわち蝦夷島東部を含んでいる点、③記載される人名が18世紀末～19世紀初頭の和文史料と照合が叶う点、などに置かれる。これらは、当該地域史叙述を豊かにするのみならず、アイヌ史叙述に大きな貢献を果たすものと信ずる。

- 1 たとえば、豊川浩一『ロシア帝国民族統合史の研究：植民政策とバシキール人』（北海道大学出版会、2006年）、森永貴子『ロシアの拡大と毛皮交易』（彩流社、2008年）、野田仁『露清帝国とカザフ＝ハン国』（東京大学出版会、2011年）など。
- 2 Полонский А., *Курилы, Записки Императорского Русского Географического Общества по Отделению Этнографии*, том IV, СПб., 1871. 邦訳に、ポロンスキー著・駐露日本公使館諸員訳『千島誌』稿本（1875年、4冊、国立公文書館内閣文庫所蔵本、請求番号：271-0088／同書を底本とした翻刻に、A・S・ポロンスキー著・榎本武揚他訳・和田敏明他編『北方未公開古文書集成第7巻 千島誌』叢文社、1979年）、ア・ポロンスキー著・駐露日本公使館訳・林欽吾編『ロシア人日本遠訪記』（内外社、1953年）。なお、内外社版の底本は林欽吾の家蔵本であり内閣文庫本とは異なるとされ、翻訳文は現代語風に修訂されており1875年訳とは相違している。
- 3 郡山良光『幕末日露関係史研究』（国書刊行会、1980年）第1章・第7章。
- 4 ザヨンツ・マウゴジャータ『千島アイヌの軌跡』（草風館、2009年）第1章第1節。
- 5 コラー・スサンネ「安永年間の蝦夷地における日露交渉と千島アイヌ」（『北大史学』42、2002年）、同「安永年間のロシア人蝦夷地渡来の歴史的背景」（『スラヴ研究』51、2004年）。
- 6 簿冊名に相違し、綴られる文書はおもに1775～1780年におけるロシアによる千島列島（千島列島）・蝦夷島航海に関するものである。この簿冊は、「ロシア帝国枢密院関係文書（プレオブラジェンスキー官房・秘密官房・秘密特務室関係文書）：1762～1832年」（文書分類番号Ф.7）に含まれる（Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539）。
- 7 この簿冊（РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539）を底本のひとつとして用いたМакарова Р.В. (Отв. Ред.), *Русские Экспедиции по Изучению Северной Части Тихого Океана во Второй Половине XVIII в.: сборник документов*, Москва, 1989.ならびに平川新監修・寺山恭輔ほか編『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係 第2集』（東北大学東北アジア研究センター叢書第26号、2007年）には、この台帳は収録されていない。この簿冊を参照したと目されるПолонский注2前掲稿（邦訳を含む）にも、当該台帳は含まれていない。また、わが国で最も詳細な千島アイヌについての史料集である加藤好男編『クリル人の歴史を尋ねて：北千島アイヌの記録』（私家版、1996年）にも、当該台帳は収録されていない。

加えて、本台帳の作成母体が、いわゆる「安永のロシア来航」⁸などと称される1778・1779年に蝦夷島東部ノッカマップ・アツケシへ来航したシャバーリン一行であったことも重要であろう。当該航海におけるロシアの対アイヌ政策の一端を、そこから具体的に伺うことができるからであり、当該期日露関係史⁹・日本北方史のうえからも注目される事例を提供することに通ずるものと考ええる。

なお筆者らは、ワシーリー・シェプキン氏らとともに本台帳につき、若干の解題を付した翻刻・翻訳を試み、北海道大学アイヌ・先住民研究センター古文書プロジェクト報告書として刊行した¹⁰。同報告書は、少部数を刊行し関係機関に送付したに過ぎないことから、本稿は同報告書所載の解題をベースに成稿し、広く本台帳の史料的価値を紹介することとした。よって、本台帳を史料として活用される場合、同報告書所載の影印・翻刻・翻訳に拠られたい。

I. 近世千島アイヌの概要

1. 「千島アイヌ」という概念

近代の言語学の成果¹¹に学ぶと、19世紀にあってアイヌ語は樺太方言（サハリン南部）、千島方言（中・北千島）、北海道方言（北海道・南千島）に三分される（本州アイヌ〔津軽・夏泊・下北の各半島北縁〕の言語系統については不詳）。これは、日本語が本土方言（本州・四国・九州）と琉球方言（奄美・沖縄・先島）とに二分される¹²のと同レベルでの差異である。言語は文化を背景として差異化し機能する。アイヌ文化の3つの個性は、物質文化研究の成果¹³にも合致する。当該期におけるアイヌ語話者群を構成する3つの文化集団は、それぞれ独自の歴史的展開を遂げてきたわけであり、近代の民族誌はそれを「樺太アイヌ」「千島アイヌ」「北海道アイヌ」と記述するの

8 横山伊徳『開国前夜の世界：日本近世の歴史5』（吉川弘文館、2013年）pp.32-33。「安永のロシア来航」についてわが国では、岡本柳之助『日魯交渉北海道史稿』（田中三七、1898年）・河野常吉「安永以前松前藩と露人の関係」（『史学雑誌』27-6、1916年）以来の研究蓄積があり、河野の編になる『北海道史 第一』（1918年／第3編第36章第6項「露人通商を請ふ」）や、それを下敷きとした『新撰北海道史 第二巻通説一』（1937年／第3編第36章第6項「露人通商を請ふ」）・『北海道史 第二巻通説一』（1970年／第2編第4章第1節第3項3「通商要求」）といった北海道庁刊行の道史にも記述がある。北海道内の自治体史における最新の叙述は、川上淳の執筆になる『新厚岸町史』通史編第1巻（厚岸町、2012年）第5章第1節「ロシアの接近とアツケシ」がこれを取り上げた専論として読むことができ、川上はさらに同著『千島通史の研究』（北海道出版企画センター、2020年）第4章第6節第2項「ロシア人のノッカマップ・アツケシ渡来」で、日本での研究史の総括を含め詳述している（pp.170-179）。ただし、これらの叙述にはいずれも、ここで紹介する台帳の存在については触れられていない。

9 ロシア近世史の視点からは、豊川浩一「ロシアの「大航海時代」と日本」（岩波講座『世界歴史』15、岩波書店、2023年）の整理が邦文による最近の成果として重要である。また、千島列島を舞台とした重厚な専論として、秋月俊幸『千島列島をめぐる日本とロシア』（北海道大学出版会、2014年）が貴重である。

10 佐々木利和監修、谷本晃久、鈴木建治、ワシーリー・シェプキン編『ロシア国立古文書史料館所蔵 ロシア人による18世紀後半クリル航海記録—1778・1779年のクリル人ならびにエゾジのダイクワンとの接触—』北海道大学アイヌ・先住民研究センター古文書プロジェクト報告書7、2022年）。

11 服部二郎編『アイヌ語方言辞典』（岩波書店、1964年）。

12 東条操『日本方言学』（吉川弘文館、1953年）。

13 佐々木利和『アイヌ文化誌ノート』（吉川弘文館、2001年）。

が一般的だ¹⁴。近代の言語学あるいは民族誌における記述は、その伝統的な個性に関心を向ける傾向にあることから、それらを近世、延いては前近代の到達点として位置づけることができそうだ。

問題とすべきは、「千島アイヌ」と「北海道アイヌ」との地理的区分である。言語学・民族誌の区分では、千島列島南部（いわゆる「北方領土」に相当するエトロフ島以南）は「北海道アイヌ」の居住域とされ、ウルップ島以北の中千島・北千島が「千島アイヌ」の居住域と理解されている。では、その区分はいつから画然としたのか。

2. 近世千島アイヌ史の時代区分

日本史という近世は、おおむね、17世紀初頭から19世紀後半を指すといっていよい。アイヌ史に即していえば、1875（明治8）年に日露間で結ばれた樺太千島交換条約が、樺太・北千島のアイヌが居住地の移動を強いられた（樺太：1875-76年、北千島：1884年）という点で、近代との画期とみるべきだろう。いずれにせよ、ヤサーク徴収台帳の作成された1778年・1779年は、日本史でいう近世中後期に相当する、ということになる。

その当時の千島の状況に関連して、人類学・民族考古学の手塚薫は、近世におけるロシア人によるウルップ島の植民活動を俯瞰し、以下のような時代区分を提示している¹⁵。

- I 露米会社以前 1768-1780（1785）
- II ズベズドチョトフの植民 1795-1805
- III 露米会社千島交易所 1828-1867
- IV 露米会社以降 1867-1877

このうち、「I」の始期である1768（明和5）年は、ロシアの支配がウルップ島に及んだ年代を指すから、それ以北の千島には、すでにロシアの編成がなされていたことになる。千島アイヌの通史を邦文で著したザヨンツ・マウゴジャータは、ロシアの編成につき、ヤサーク（毛皮税）の徴収とハリストス正教受容の有無を基準として叙述し、1711（正徳元）年の第1島（シムシュ）から

14 たとえば、鳥居龍蔵『千島アイヌ』（吉川弘文館、1903年）、アイヌ文化保存対策協議会編『アイヌ民族誌』（第一法規、1969年）、佐々木利和『アイヌ文化誌ノート』（吉川弘文館、2001年）など。

15 手塚薫「ウルップ島の帝政ロシア期集落：千島列島における交易ネットワークの視点から」（『北海道開拓記念館研究報告』18、2003年）p.27（区分提示の初出は1993年）。年代が連続していないのは、文献史料等により恒常的な居住を伴う活動が確認できない時期があるためである。なお、考古学・人類学の馬場脩は、1930年代に自身がおこなった北千島発掘調査の成果をもとに、千島アイヌの物質文化の画期について「第一期：オホーツク式土器時代」、「第二期：内耳土器時代」、「第三期：末期」と区分した（馬場脩「考古学上より見たる北千島（一）」『考古学上より見たる北千島（二）』〔『人類学・先史学講座』11、1939年〕、再録：馬場脩『樺太・千島考古・民族誌』3〔北海道出版企画センター、1979年〕）。手塚の時代区分は馬場の「第二期」末から「第三期」の時期に当たる。

段階的に南下したことを述べている¹⁶。これを千島アイヌ史上の近世の開始とするには議論を深める必要があるだろうが、千島アイヌ史のうえで大きな画期を示すことは間違いなさそうだ。

一方、日本側の支配は¹⁷、交易を軸として松前から東に及んだ。恒常的な交易拠点（商場）が根室半島に置かれたのは1701（元禄14）年、クナシリ島に置かれたのは1754（宝暦4）年とされている¹⁸。ヤサーク徴収台帳の書かれた1778年・79年は、こうした状況の下にあったことになる。

その後、幕府による天明の蝦夷地調査（1785-86年）、クナシリ・メナシの戦い（1789年）、幕府による寛政の蝦夷地調査（1798年）を経て、蝦夷地が段階的に幕府に直轄されるに至ったが、その際に幕府はエトロフ・ウルップ間を「異国境」とみなし（1790年）、まずはエトロフ～東蝦夷地ウラカハ間（1799年4月引渡）、次いで東蝦夷地全域（1799年9月引渡）、さらに東西蝦夷地全域（1807年7月引渡）の上知（松前氏の転封）へと段階をふんだことは示唆的である。南千島・道東（メナシ）地域の領域的確保が、幕府の大きな関心事としてあったことが窺えるからである。幕吏近藤重蔵によりエトロフの経営が開始されたのは、この間の1800（寛政12）年のことだ。エトロフ・ウルップ間の「異国境」は、その後実質的な日露間の境界として機能し続け、1854（安政元）年の日魯通好条約（日露和親条約）における国境として定められることになる。

実地調査の過程で、幕府も、北千島アイヌがヤサークとハリストス正教を受容していることを認識する。その事実を踏まえ、幕府側の記録には、北千島アイヌにつき「ヲロシア属島ラシヨア島」の「蝦夷人」などと記載し、エトロフ以南のアイヌを「此方蝦夷人」とするのを書き分けている¹⁹。近代の民族誌に照らすと、前者は「千島アイヌ」、後者は「北海道アイヌ」となるだろう。幕府はこうした認識を踏まえ、1803（享和3）年にウルップ以北のアイヌ＝千島アイヌのエトロフ以南への来航を禁じた。ここにおいて、「千島アイヌ」と「北海道アイヌ」は政治経済的にも截然され、前者はロシアとの関係に、後者は場所請負制に包摂されつつ日本との関係に、それぞれ特化した環境の下、言語・文化の近世的特質が磨かれていくことになるとみなされるのである。

3. 「クリル人」と「毛深いクリル人」²⁰

いま、日本側の記録に「ヲロシア属島ラシヨア島」の「蝦夷人」と「此方蝦夷人」という書き分けがあったと書いた。実は、ロシア側の記録にも同様な書き分けがある。「クリル人：курильцы」と「毛深いクリル人：мохнатые курильцы」という書き分けなどがそれである。日本側の記録と同様、エ

16 ザヨンツ・マウゴジャータ『千島アイヌの軌跡』（草風館、2009年）第1章第1節「ロシア人によるヤサークの取り立て」。

17 以下、このことに関する叙述は谷本晃久『近世蝦夷地在地社会の研究』（山川出版社、2020年）第I部を参照。

18 「千島列島史年表」（北海道立北方民族博物館編『千島列島に生きる：アイヌと日露・交流の記録』同館展示図録、2009年）。

19 羽太正養「休明光記」巻之6-1（『新撰北海道史』第5巻史料1、北海道庁、1937年版）pp.440-452。

20 「毛深いクリル人」あるいは「毛深人」は、現在の観点に照らすと差別的な表現と捉えられるが、本稿では当時のロシア史料の表現を直訳した史料用語としてあえて用いており、差別を助長する意図はない。

トロフ・ウルップ間の海峡をはさんで区別されており、それ以南のアイヌ民族を「毛深いクリル人」、以北のアイヌ民族を「クリル人」と称している。近代の民族誌にいう「千島アイヌ」と「北海道アイヌ」の区分は、当時のロシア側の記録にみえる区分とも照合することができるということになる。

千島列島の住民について、その土地の呼び名「クリル」を冠し「クリル人」とロシア側で記録されたのは17世紀末からである。それはカムチャツカ半島を探索したヤクーツクのV.V. アトラソフによる、1697年調査の報告(1701年2月10日付)にはじまる。「カムチャダール」が住む地の「はるか彼方」に存在する住民として、「クリルの異郷人(курильские иноземцы)」と記録された²¹。この時、アトラソフらはその存在を伝え聞いただけであり、クリル人を見ていない。そもそも「クリル」という言葉の起源は、カムチャツカから最も近い島々の住民のことを「クシ(куши)」と呼ばれていたことから、それをロシア人が「クリル(курил)」と名付けたことに由来していると考えられる²²。

クリル人に会い記録に残したのは、千島列島へはじめて渡ったI.P. コズィレフスキーらの報告からである。1711年に第1島に渡り、1713年に第1島と第2島に到達したようである²³。この報告で注目されるのは、コズィレフスキーの地図に「イトウルップ(Итурпу)島」、「ウルップ(Уруп)島」、「クナシル(К унашир)島」と記されているところの、いわゆる千島列島南部の住民を「グイフ・クリル人(гых курил)」とし、カムチャツカ半島に近いところに住む「クリル人」と区別している点である²⁴。おそらく、これは千島列島で出会いロシア側の捕虜となった「ウイトウルップ(Ытурп)島」から来た「シタナイ(Шиганай)」というアイヌや他の住民から得た情報であろう²⁵。このように18世紀初頭の段階で、クリル人がふたつの集団に分かれるという認識、つまりカムチャ

21 1701年2月10日付コサック五十人隊長ヴラディミール・アトラソフの「陳述書」Дивин В.А., Шевченко В.С. и др.(ред.), Русская Тихоокеанская Эпопея, Хабаровск, 1979, с.106-112.に所収。邦訳に、平川新監修・寺山恭輔ほか編『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係 第3集』(東北アジア研究センター叢書第31号、2008年)、1号文書(斉藤由佳・小野寺歌子訳)。

22 Крашенинников С.П., Описание Земли Камчатки: с приложением рапортов, донесений и других неопубликованных материалов, Москва-Ленинград, 1949[1755], с.165.

23 Крашенинников, 注22前掲, с.484,487.

24 1726年6月2日～6日付I.P.コズィレフスキーが作成した『カムチャツカ岬と海洋諸島の地図』のテキスト(ЦГАДА, Ф.199, Д.533, №.8, л.60б-11.) Алексеев А.И., Макарова Р.В. и др.(ред.), Русские Экспедиции по Изучению Северной Части Тихого Океана во Втррой Половине XVIII в. - Сборник Документов-, Москва, 1989.に所収。邦訳に、平川新監修・寺山恭輔ほか編、注21前掲『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係 第3集』、15号文書(斉藤由佳・小野寺歌子訳)。

25 1725年1月4日以前付I.P.コズィレフスキーからヤクーツク地方長官所への報告(ЦГАВМФ, Ф.216, Оп.1, Д.87, л.59-60.) Алексеев др.(ред.), 注24前掲史料集に所収。邦訳に、平川新監修・寺山恭輔ほか編、注20前掲『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係 第3集』、13号文書(渡邊聞・寺山恭輔訳)。18世紀前半にカムチャツカ半島を調査したクラシェニンニコフもおそらくコズィレフスキーの記述を参照したと思われる、千島列島南部の住民を「クイヒ-クリル人(кых-курил)」と指摘している(Крашенинников, 注22前掲, с.170.)。そもそも、「クリル」とは、コサックにより、千島列島全域の住民を指す「クシ(куши)」がなまったものであることから、クラシェニンニコフは、もしイトウルップ島やウルップ島の住民が「クイヒ」を付け加え自らを他の住民と区別しているのであれば、それは「クイヒ-クリル(кых-курил)」でなく「クイヒ-クシ」であろうと考えている(Крашенинников, 注22前掲, с.174)。

ツカ半島に近い北側のクリル人、遠く離れている南側のクリル人とに分かれるという見解が、ロシア側で既に形成されていたようである。

では、実際にロシア人が千島列島南部の住民と出会い、記録したのはいつからであろうか。それは、1739（元文4）年のM.P. シュパンベルグの日本航海からと考えられる。シュパンベルグ一行は、本州東北地方の日本海側に接近した後、帰路は北東に針路をとり千島列島南部に接近している。1739年7月8日、「ゼリョヌイ島」²⁶で8名の男性住民と出会っており、外見や言語がクリル人と似ていると指摘し、その住民を「毛深人（мохнатые）」と表現した²⁷。このシュパンベルグの航海により、これまで伝聞でしか知りえなかった、千島列島の南部に住むクリル人を実体としてとらえることに成功した。以降、ロシア側の記録において、千島列島南部の住民を表す「毛深人」あるいは「毛深いクリル人」という用語が使われるようになり、北に住む「クリル人」と区別する用語として一般化されていくようになる。

周知のようにロシアは千島南下の過程で、1771（明和8）年にウルップ島でラッコ皮集荷をめぐる紛争を起こし、エトロフアイヌ・ラショワアイヌ勢に敗走せしめられる事態が生じている²⁸。先に見たように、エトロフアイヌは「此方蝦夷人」＝「毛深いクリル人（毛深人）」＝北海道アイヌ、ラショワアイヌは「ヨロシア属島ラシヨア島」の「蝦夷人」＝「クリル人」＝千島アイヌと認識された人身である。千島にロシアが南下してきた18世紀初頭からはじまったとされるヤサーク賦課等を嫌い²⁹、パラムシルに本拠地を置いた千島アイヌを中心に、パラムシル以南へ赴いた集団があり、ロシア側ではそれを「流移人」³⁰などと記している³¹。近代の民族誌によると、千島アイヌの季節移動は島を跨ぐ規模であったから³²、「流移」はその慣習の延長線上に捉えることができそうだ。また、これより前、1768年に「流移人」を追うかたちでウルップへ赴き、コサック百夫長チョールヌイはそこで出会ったエトロフ島からきていた5名の首長とその親族で構成されるアイヌ一行か

26 秋月俊幸は、注9前掲『千島列島をめぐる日本とロシア』において、「ゼリョヌイ島」は歯舞群島をひとつながりの島と間違えたと考えている（p.55）。

27 1739年5月22日～8月13日付二檣帆船アルハンゲル・ミハイル号の航海日誌（ЦГАВМФ, Ф.913, Оп.1, Д.38, л.31об-134.）Алексееви др.(ред.)、注24前掲史料集に所収。邦訳に、平川新監修・寺山恭輔ほか編、注21前掲『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係 第3集』、13号文書（斉藤由佳・小野寺歌子訳）。

28 Полонский А., 注2前掲, с.420. ポロンスキー著・林欽吾編、注2前掲『ロシア人日本遠訪記』、p.25、А・S・ポロンスキー著・榎本武揚他訳・和田敏明他編、注2前掲『千島誌』、pp.82-83参照。

29 コラー・スサンネはこの時期の対アイヌ露文表記につき、北部・中部千島の千島アイヌを示す「クリル（人）：курильцы」と「ヤサークを払うクリル（人）：ясашные курильцы」とが同義であり、南千島の北海道アイヌを示す「毛深いクリル（人）：мохнатые курильцы」・「毛人：мохнатые」と区別されて用いられることを指摘している（コラー「安永年間のロシア人蝦夷地渡来歴の歴史的背景」〔『スラヴ研究』51、2004年〕p.392）。このヤサークを払っているかどうかで分ける基準は、クラシェニンニコフによるものである（Крашенинников, 注22前掲, с.359）。

30 原典では「сошлый:ソシュルイ」。

31 Полонский А., 注2前掲, с.376. А・S・ポロンスキー著・榎本武揚他訳・和田敏明他編、注2前掲『千島誌』での原文箇所では「去りし人民」（p.45）と訳されている。p.5にて「ソシュルイ」とはじめて訳され、「〔クリル〕人の魯領を逃げて他へ散じたるもの」との訳注が付されている。なお林欽吾訳にはこの部分は掲載されていない。

32 鳥居、注14前掲『千島アイヌ』。

らヤサークを徴収した（実態は交易か、後述）³³。

つまり、手塚の時代区分の「I」期にあって、千島アイヌの移動はロシア進出というファクターを得てウルップにも恒常的に及ぶものであり、それを追うかたちで南下したロシアとエトロフ以南の北海道アイヌも、紛争を交えつつ毛皮を介在した関係を通じていたものとみなされるのである。

4. エトロフアイヌの境界性

これをエトロフのアイヌにとってみれば、ロシアの進出は日露間の中継交易の利潤が見込まれる新たなアクターの登場を意味したとも目され、それは1768年6月にウルップに滞在していたチョールヌイへ、同じくウルップに滞在していた「エトロフ島の最高の夷長」が示したという以下の対応にみることができるだろう。

第19島〔エトロフ〕の最高位の首長³⁴は、チョールヌイが次に来島するまでに第20島〔クナシリ〕、第21島〔シコタン〕、第22島〔アトキス〕の毛深人を臣民として服従させることを約束した。そして、チョールヌイが滞在している間に、日本人と出会うことができる第20島に赴き、パン〔米?〕、酒、タバコを日本人のところで購入するため、首長の息子を派遣した。それは、自身の親族や、ヤサークを支払うよう説得する予定者で現在存在しないすべての者たちによって、チョールヌイをもてなすためであった。この首長がチョールヌイに以下のように説明している：第19島より先には日本人が住んでいるが、現在、すでにクナシリ島に多くおり、島先端部〔西側か?〕に要塞と常備守備隊を備える町がある。クリル人は第19島から第20島や近くの島々にバイダルカで行き来している。岬を取り巻いている「メラス」湾〔トマリ：泊?〕では、魚が生息する小川が6つ流れ、そこに多くの住民がいる。第22島の向こう側に小さい島があり、そこから広大な土地が広がっている。そこでは、ワシの尾の交易のために―あるものはラッコのために―多くの日本人が住み、彼らは毛深人から妻を娶っている。第20島、第21島、第22島には海獣が存在しないが、住民はクロテン、キツネ、その他の対象物によりヤサーク³⁵を支払うことが可能である³⁶。（〔 〕は訳注）

33 Полонский А., 注2前掲 c.414. ボロンスキー著・林欽吾編、注2前掲『ロシア人日本遠訪記』、p.18。林欽吾訳では、6月12日にエトロフ島にてヤサークを徴収したとなっているが、正しくは「6月11日」であり、「18日までエトロフ島に滞在したチョールヌイは、2名の首長（князев）を含む第19島すべての毛深人と、その他にも第20島からやってきた2名をロシアの臣民へと導いた。しかし、彼らのうち誰一人も毛皮を納めなかった。」（c.414）である。また、A・S・ボロンスキー著・榎本武揚他訳・和田敏明他編、注2前掲『千島誌』でも同様に、6月11日が「16日」と間違っており、ヤサークを納めたと訳している（p.78）が、これも誤訳である。

34 原典では「тоён: トヨン」。

35 原典では「ясак: ヤサーク」。

36 Полонский А., 注2前掲 c.415. ボロンスキー著・林欽吾編、注2前掲『ロシア人日本遠訪記』、p.19、A・S・ボロンスキー著・榎本武揚他訳・和田敏明他編、注2前掲『千島誌』、p.79参照。なお、ここでは鈴木が新たに対訳した。

このエトロフの「首長（トヨン）」の対応が文字通りであるとするならば、内実は交易を意味するであろう（後述）ヤサークを受容することに積極的であったことが髣髴とされる。

これは、1779年にシャバーリンらを応接した松前藩士が示した「此方之品相望候ハ、クリムシリ夷人と申合、エトロフ夷人と交易致させ可申候」という対応³⁷と照らすと、大変興味深い。つまり、1779年の段階で松前藩はエトロフアイヌと「クリムシリ夷人」すなわち千島アイヌ（クリル人）との交易を否定していないわけだが、1768年の段階ではエトロフアイヌは直接ロシアと取引することを受容しようとしているからである。

のちに「異国境」と観念され、1803年以降は彼我の往来が事実上遮断されたエトロフ・ウルップ間の択捉海峡が、この段階ではエトロフアイヌの判断により、一種のマージナル性を帯びているようにもみえるのである。エトロフで惹起した1771年の紛争は、こうした状況を背景に解釈されるべきだろうし、また、1778年・79年のシャバーリンらの航海で作成されたヤサーク徴収台帳も、こうした観点から読み解かれるべき必要があるだろう³⁸。

II. ヤサーク徴収台帳の構成と具体的記述

1. 記録された第19島から第22島までのクリル人の構成

「安永のロシア来航」では、第19島（エトロフ島）、第20島（クナシリ島）、第21島（シコタン島）、第22島（アッケシ島：蝦夷島東部）に居住しているヤサーク徴収対象者、すなわち「毛深いクリル人」（以下、本節では「クリル人」と表記）の人名リストを中心とした台帳が2回作成されている。シャバーリンによる1778年版とアンチーピン・シャバーリン兩人による1779年版である。1778年台帳は、①人名リスト、②クリル人からの毛皮を徴収したときの記録、③クリル人へ贈物をした証明書（写し）で構成されている³⁹。1779年台帳は、1778年の補完的なものと位置づけられており、追加分の人名と毛皮の情報が一緒になっている記録として構成されている⁴⁰。

人名リストを確認すると、その中にある人名は首長とその一族の成人男性（以下、男性）の名前が記載されており、加えてその一族の居住地に住む妻（以下、女性）と子供（以下、男児、女児）の人数のみが記録されていることに気づく。1778年台帳には、男性363人、女性569人、男児154人、女児201人の計1287人が、また1779年台帳（1778年台帳の重複人物を除く）には、男性109

37 谷本、注17前掲『近世蝦夷地在地社会の研究』、p.123（初出2018年）。

38 このことに関連してコラー・スサンネは、注5前掲「安永年間の蝦夷地における日露交渉と千島アイヌ」第4章「千島アイヌの役割」において、アイヌ史的関心からの叙述をなしている。今後、こうした成果を踏まえた、アイヌ史、あるいは千島アイヌ史の視座からの日露の史料を活用した検討の必要性は一入であると考ええる。なお、エトロフ島の境界性については、菊池勇夫『エトロフ島』（吉川弘文館、1999年）が主題としている。

39 人名リストはРГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539. л.144-146. 谷本・鈴木・シェブキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、pp.72-81、②毛皮徴収時の記録は同簿書 л.141-142、同上、pp.64-69、③証明書（写し）は同簿書 л.143. 同上、pp.70-71。

40 РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539. л.285-286об. 谷本・鈴木・シェブキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、pp.98-105。

人、女性3人、男児5人の計117人が記されており、2年分の台帳合わせて総計1404人の記載となっている（表1）⁴¹。

なお、19島以南における「クリル人1500人のロシア臣民への編入」というシャバーリン上申書の言説⁴²は、1287人が記載されたこの1778年台帳が根拠となり、1779年台帳の117人は入っていない。「ロシア臣民への編入」という言説の実態については検討する必要があるが、1500人に迫る1300人弱のクリル人が記録されている点は事実であったことに間違いない⁴³。

台帳は、各島のヤサーク徴収対象者となるグループ⁴⁴の首長とその一族という構成で記載がなされている。このうち第19島（エトロフ）は7つのグループ、第20島（クナシリ）は2つのグループ、第21島（シコタン）は1グループ、第22島（アトキス＝アッケシ＝蝦夷島東部）は2つのグループが記録されている。なお、第22島にはアタマン11人だけの記載が存在するが、各一族の詳細やヤサーク納入の有無は不明である。

各島における首長は、「アタマン（атаман）」、「第2の（副）アタマン（2-й атаман）」、「長（старшина）」の3種類で書き分けられており、その多くのグループでアタマンが首長となる。アタマン以外の首長である長は第19島グループ1のボキヌウイラブと同島グループ4のコムムアイヌ、第21島グループ10のシトゥナグラ、第2のアタマンは第20島グループ9のサンキツィ（Санкиць/クナシリ惣乙名サンキチか、後述）のみに存在する。長については、第19島グループ4と第21島グループ10は単独で首長となるが、第19島グループ1では、アタマンのオマンデブ（Омандебу）の下位に位置するようである（なお、同島グループ1にはもうひとりのアタマン・オプアイヌ〔Опаину〕もいるがアタマン間での順列関係は不明）。第2のアタマンであるサンキツィ

41 谷本・鈴木・シェブキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』第I部：解題編「РГАДА. Ф. 7. Оп. 2 Д. 2539所収のアイヌ民族人別帳について」の「2.人別帳の構成と具体的記述」で報告した一次資料の更なる精査の結果、グループとその人数の構成に修正が生じた。大きな修正点は、コルプシュアイヌが率いる「第19島グループ4」がコリン ムウイスアイヌが率いる「第19島グループ2」と同一グループとした点、そしてリビチュムが率いる「第19島グループ9」を設定したが、一族の人名リストがなく、かつ第19島グループ3のアタマンであるエストゥルバの兄弟であることから、エストゥルバの一族に含めた点の2点である。よって本稿では前掲報告書で記載したグループ数（14グループ）を修正し、12グループと変更した。人数については、1778年台帳と1779年台帳の照合により、重複している人名が複数例確認できたため、その人数修正も反映させた。

42 1778年9月4日付オホーツク港政庁宛シャバーリン上申書（РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539, л.124-132）。Макарова、注7前掲史料集に所収。邦訳に、平川新監修・寺山恭輔ほか編、注7前掲『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係 第2集』、14号文書（渡邊聞・畠山禎訳）。1779年1月24日付元老院総裁А.А.ヴァゼムスキー公爵宛イルクーツク州知事F.G.ネムツォフ書簡（РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539, л.158-159）。Макарова、注7前掲史料集に所収。邦訳に、平川新監修・寺山恭輔ほか編、注7前掲『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係 第2集』、17号文書（渡邊聞・畠山禎訳）。

43 このことについて秋月俊幸は、注9前掲『千島列島をめぐる日本とロシア』において、（ここでは「クナシリ島」に限定していたが）ヤサーク徴収者1500人の言説は「おそらくは成果を誇大に述べて政府の承認を期待したのであろう」（p.69）と考えている。しかし、1778年台帳から得られた1300人弱という人数は、クナシリ島だけでなくエトロフ島・シコタン島・アトキス島も含んでいたが、おおそ実態に沿ったものであったということが本稿で明らかとなった。

44 台帳の人名は首長を筆頭する一族単位で記されており、本稿ではこの単位を便宜上「グループ」として示し、各グループに「No.」を振り通し番号で識別した。詳細は表1を参照。

表1 1778年から1779年までに記録された第19島、第20島、第21島、第22島におけるクリル人の構成員

No.	島名・グループ	首長の種類	首長の名前	居住地における構成員(一族)数					島における人数	備考
				成人男性	成人女性	男児	女児	計		
1	第19島グループ1	アタマン	オプアイヌ (Опайну)	65	85	13	28	207	618	1778年台帳(п.144)記載。
			オマンデブ (Омандебу)							1779年台帳(п.286 об.)記載。
		長	ボキヌウイラブ (Покинуырабъ)	16	—	—	—			1779年台帳(п.286 об.)記載。 アタマンのオマンデブの構成員。 (アタマンの下に「長」が位置する?)
2	第19島グループ2	アタマン	コリン ムウイスアイナ (Коринъ мысанина)	17	13	—	—	30		1778年台帳(п.144 об.)記載。 1779年台帳(п.285)記載。 79年台帳ではアタマンの名前がコルブシェアイヌ (Корбушанну) となる。
3	第19島グループ3	アタマン	エストゥルバ (Эструба)	94	117	38	72	321		1778年台帳(п.144 об., -145)記載。 「第19島中部に住むアタマン」(シャナの可能性あり)。 1779年台帳(п.286)記載。 リビチェム (Рипичемъ) がエストゥルバの兄弟。
4	第19島グループ4	長	コムムアイヌ (Коммуанну)	10	—	—	—	10		1779年台帳(п.285)記載。
5	第19島グループ5	—	—	6	3	5	—	14		1779年台帳(п.285)記載。 「トシュア (тошра) という居住地」(トシリリの可能性あり)。
6	第19島グループ6	アタマン	アトゥユク (Атукукъ)	17	—	—	—	17		1779年台帳(п.285 об.)記載。 「トシュムイ (Тошмуи) という居住地」(トシモイの可能性あり)。
7	第19島グループ7	アタマン	ヤトゥウ (Ятуу)	19	—	—	—	19		1779年台帳(п.285 об.)記載。 「イリリブシェイ (Иллилипуши) という居住地」(イリリブシの可能性あり)。
8	第20島グループ8	アタマン	トゥキノエ (Тукиное)	81	139	41	35	296	463	1778年台帳(п.145)記載。
9	第20島グループ9	第2のアタマン (副アタマン)	サンキツィ (Санкиць)	30	84	27	26	167		1778年台帳(п.145 об.)記載。
10	第21島グループ10	長	シトゥナグラ (Сигунагура)	5	8	—	—	13	13	1778年台帳(п.145 об.)記載。
11	第22島グループ11 アトウキサ (蝦夷島)	アタマン	ソクアイヌ(カムナムビ) (Соканну (камунампи))	78	93	27	33	231	299	1778年台帳(п.145 об.)記載。 1779年台帳(п.286)記載。
12	第22島グループ12 アトキス (蝦夷島)	アタマン	ストックスアイヌ(ヌトクサヌ)	23	30	8	7	68		1778年台帳(п.146)記載。 アタマンと彼の一族5名の計6名がヤサーク税を納入したが、残りの17名は納入していないとの記載あり。
13	第22島アトキス (蝦夷島)	アタマン (11名)	エバクトウイグル (Ебактуигур) シトゥグアイラ (Сигугаира) イクツイロ (Икцыло) ヤヤン (Яянь) アンヌヤ (Аннуя) シンナグス (Синнагусъ) トゥムヤシイカム (Тумьяшкамъ) シンネイ (Синнен) シュモツィ (Сюмоцы) イネツタスタグル (Инецтастагуръ) アナトゥリイ (Анатурин)	11	—	—	—	11	—	1778年台帳(п.146)記載。 アタマン11名における各一族の構成の詳細、ヤサーク税納入有無は不明。
総計				472	572	159	201	1404		

は単独で一族を率いているが、第19島は2つのグループしか記録されていなく、その内同島グループ10のトゥキノエ (Тукиное/ クナシリ惣乙名ツキノエか、後述) のみがアタマンであることを考慮すると、アタマンであるトゥキノエの下位に位置するのがサンキツィであるとも解釈できそうである⁴⁵。

45 「第2の(副)アタマン」という記載は、1778年台帳だけでなく翌年の1779年台帳にも存在することから、意識的な書き分けをおこなってと考えられる。なお、本ロシア史料の共同研究者であるワシーリー・シェブキンは、「他の」「もう一人の」アタマンと解釈できるのではないかという見解を提案している。

各島のグループの構成員をみてみると（表1）、第19島は7つのグループで計618人、第20島は2つのグループで計463人、第21島は1つのグループで計13人、第22島は2つのグループで計299人となる。最大グループは第19島のエストゥルバ（Эструба/ シヤナ乙名イケシヅルハ⁴⁶）か）率いるグループ3で321人、つぎに第20島のトゥキノエ率いるグループ8で296人、そして第22島のソクアイヌ〔カムナムビ〕（Сонкаину〔камунампи〕/ ノッカマツ惣乙名シヨンコか、後述）率いるグループ11で231人と続く。あと、第19島のオブアイヌらが率いるグループ1で207人、第20島のサンキツィ率いるグループ9で167人と多い。第19島はグループ数こそ多いがその半数は10数人程度と少数である。

2. ヤサーク徴収の実体

1778年・79年台帳は徴収した人物とその毛皮の詳細についても記録されている。シャバーリンやアンチーピンらが第19島以南のクリル人からヤサークとして受け取った毛皮をみてみると、2年間で計83点となり、その内訳は、ラッコ8点、クロテン58点、カワウソ4点、キツネ3点、アカギツネ9点、クロアカギツネ1点となる（表2）。ヤサークの対象者は成人男性であり、1731年のシベリア県訓令によれば1人当たりラッコの毛皮1枚となっている⁴⁷。同様の基準は18世紀前半のクリル人に対するヤサークに関するポロンスキーの記述にもみられた⁴⁸。

この基準を考慮するとヤサーク徴収とは、成人男性1人当たり少なくとも毛皮1点は支払われるべきであろう。しかし、今回の「安永のロシア来航」では、台帳の成人男性の人数に対応する徴収されるべき毛皮の点数を各島でみてみると、第19島は244人に対し毛皮30点、第20島は111人に対し5点、第21島は5人に対し2点、第22島は101人に対し46点となり、単純計算ではあるがヤサークとして徴収されるべき毛皮の数が明らかに少ない。

更に各グループがヤサークとして毛皮を納入した際のその内訳については、下記のように分類することができる。ここで指摘する「一族」とはヤサーク徴収対象者である成人男性の集団を指す。またグループが毛皮をどのような意図で支払ったかは、台帳から読み取れるグループからの自己申告を採用した。

- A. 「アタマンなどの首長とその一族全員の分として払った」と主張したグループ。
- B. 「アタマンなどの首長とその一族の一部の分として払った」と主張したグループ。

46 寛政12年（1800）6月エトロフ会所改め「エトロフ村々人別帳」（大日本近世史料『近藤重蔵蝦夷地関係史料』二、東京大学出版会、1986年）p.72。

47 ズナメンスキー S.（秋月俊幸訳）『ロシア人の日本発見 北太平洋における航海と地図の歴史』（北海道大学図書刊行会、1979年）p.160。

48 Полонский А., 注2前掲 c.400-401. А・S・ポロンスキー著・榎本武揚他訳・和田敏明他編、注2前掲『千島誌』、pp.65-66参照。

表2 1778年から1779年までに記録された第19島、第20島、第21島、第22島におけるクリル人が納入したヤサーク（毛皮）

No.	島名・グループ	首長の種類	首長の名前	ヤサークとして納入された毛皮数						計	島における毛皮数	備考
				ラッコ	クロテン	カウソウ	キツネ	アカキツネ	クロアカギツネ			
1	第19島 グループ1	アタマン	オブアイヌ (Обаину)	3	—	—	—	1	—	5	30	1778年台帳(シ.141, 143)記載。 6月6日 アタマン(オブアイヌ)と彼の一族34名が納入(ロシアからの贈物あり)。
			オマンデブ (Омандебу)	1	—	—	—	—	—			1779年台帳(シ.286o6)記載。 10月15日 アタマン(オマンデブ)の一族が納入。
		長	ボキヌイラブ (Покнырабъ)									
2	第19島 グループ2	アタマン	コリン ムウイスアイナ (Коринь мысина)	1	1	—	2	1	1	6		1778年台帳(シ.141)記載。 5月15日 アタマンと彼の一族11名(全員)が納入。 1778年台帳(シ.142)記載 7月20日 アタマンと彼の一族1名(新規)が納入。 1779年台帳(シ.285)記載。 6月? アタマンと彼の一族が納入。
3	第19島 グループ3	アタマン	エストウルバ (Эсгуба)	—	10	1	—	—	—	11		1778年台帳(シ.141o6)記載。 7月20日 アタマンのみ納入。 1779年台帳(シ.285o6)記載。 6月19日 彼の一族が納入。 1779年(シ.286o6)台帳記載。 6月? 彼の一族が納入。
4	第19島 グループ4	長	コムムアイヌ(Комьманну)	1	—	—	—	—	—	1		1779年(シ.285)台帳記載。 6月? アタマンの一族が納入。
5	第19島 グループ5	—	—	—	—	—	—	2	—	2		1779年台帳(シ.285)記載。 6月 住民(アタマンなし)2名が納入
6	第19島 グループ6	アタマン	アトウニク (Атуунык)	—	—	2	—	—	—	2		1779年台帳(シ.285o6)記載。 6月6日 アタマンと彼の一族1名が納入。
7	第19島 グループ7	アタマン	イトウユ (Итууо)	—	1	—	—	2	—	3		1779年台帳(シ.285o6)記載。 6月12日 アタマンと彼の一族2名が納入。
8	第20島 グループ8	アタマン	トゥッキノエ (Тукиное)	—	4	—	—	—	—	4	5	1779年(シ.286)台帳記載。 6月19日 アタマンが納入。
9	第20島 グループ9	第2の アタマン (前アタマン)	サンキツイ (Санкыиь)	—	1	—	—	—	—	1		1779年(シ.286)アンチャーピン台帳記載。 6月19日? アタマンが納入。
10	第21島 グループ10	長	シトゥナグラ (Сигунагура)	1	—	—	—	1	—	2	2	1778年台帳(シ.141o6)記載。 7月12日 長と彼の一族4名(全員)が納入。 1779年アンチャーピン台帳(シ.285)記載。 6月 長? が納入。
11	第22島 グループ11 アトウキサ (蝦夷島)	アタマン	ソクアイヌ[カムナムビ] (Соккаину (камунампи))	—	41	1	1	2	—	45	46	1778年台帳(シ.141o6)記載。 6月21日 アタマンと彼の一族3名が納入。 1779年台帳(シ.286)記載。 6月24日 アタマンの一族41名(新規37分名)が納入。
12	第22島 グループ12 アトウキサ (蝦夷島)	アタマン	ストックスアイヌ(Нуткусаину)	1	—	—	—	—	—	1		1778年台帳(シ.141o6)記載。 7月20日 アタマンと彼の一族5名が納入。
総計				8	58	4	3	9	1	83		

C. 「アタマンなどの首長の分だけとして払った」と主張したグループ。

D. 「アタマンなどの首長以外一族の分だけとして払った」と主張したグループ。

全14グループにおいて、パターンAは3グループ（第19島グループ2、3、第21島グループ10）、パターンBは6グループ（第19島グループ1、5〔アタマンなし〕、6、7、第22島グループ11、12）、パターンCは2グループ（第20島グループ8、9）、パターンDは1グループ（第19島グループ4）となる（表2）。各グループが納入した毛皮の点数は、第19島グループ3と第22島グループ11以外のすべてのグループが10点以下となり、しかもその多くが5点以下しかロシア側に渡していない。つまりヤサークとして徴収されるべき毛皮数がそもそも足りていない。毛皮の実数は伴っていないが首長及びその一族すべての分を名目上支払っていると主張しているグループは14中4つのみであり、その他8つのグループは名目上においても、ロシア側の台帳の男性すべてがヤサークを納めているわけではないのである。

この点についてロシア側も強固に毛皮を徴収した形跡はみられない。しかし台帳に記載されている男性は、ヤサークを納入していない首長あるいはその一族の名前も記載されている。徴収した毛皮に関して、シャバーリンやアンチーピンによる報告漏れや現在未調査である史料内の関連情報の存在⁴⁹なども想定しなくてはならないが、それにしてもヤサークの徴収が形式的であった事実は変わらないのではないかと考えている。

このような形式的なヤサークの徴収というべき事例については、その実態は第19島以南のクリル人との交易に近い行為であった可能性が高いと考えられる。その証拠に1778年台帳に含まれている、ロシアからの贈物を受理した証明書の写し⁵⁰によれば、ヤサークを納入することを約束した証として、第19島のアタマンであるオプアイヌ（グループ1）に上着、帽子、靴が贈られている。他のアタマンに対する贈物の証明書は残されていないが、同様の行為が行われたことは想像に難くない。

クリル人が毛皮を渡すあるいは毛皮を渡す約束をすることに対する、ロシア側の返礼として贈物（返礼）があったと考えられ、この実態は交易であろう。一方、ロシア側も友好関係を保ちつつ毛皮を入手することで、ヤサークを徴収したという形式を整え、ロシア臣民へ編入した証拠として、本国へ報告すべき重大な成果として仕上げたいという思惑もあったのだろう。

ただし第22島のアタマンであるソクアイヌ（グループ11）が、1778年には自分とその一族3人分しか納入しなかったが、翌年1779年6月24日にソクアイヌと一族41人分（新規一族37人分）に対しクロテン39匹、アカギツネ2匹を納入している⁵¹。つまり本来のヤサークの納入分である成人男性1人つき毛皮1枚を実行している。この例をみるかぎり、今次航海におけるヤサーク徴収がロシア・アイヌ双方にとって形式的な側面に留まらない可能性のあった面も検討する必要があるようだ。

3. 1778年作成の地図

これらのヤサーク徴収台帳に添えられた地図⁵²は、簿冊正面の上（天）が南、下（地）が北となり、向かって左から第18島西端部、第19島北側、第20島、第21島、第22島東側が描かれている（図1）。秋月俊幸が『日本北辺の探検と地図の歴史』（北海道大学図書刊行会、1999年）で紹介・検討

49 注42前掲1778年9月4日付オホーツク港政庁宛シャバーリン上申書。これによれば、「受け取ったヤサク税、そのヤサク税のかわりにクリル人に与えられた贈り物のリストに関するテキスト」が本上申書の未翻刻部分として省略されている。我々が現地で行った原本熟覧調査においても、「125丁オ-126丁ウ」がこの指摘部分であることを確認している。今後の調査の進展により詳細が明らかにされることが期待できる。

50 РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539. л.143. 谷本・鈴木・シェプキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、pp.70-71。

51 РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539. л.141об, 286. 谷本・鈴木・シェプキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、pp.66-67、102-103。

52 РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539. л.531. 谷本・鈴木・シェプキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、pp.94-95。

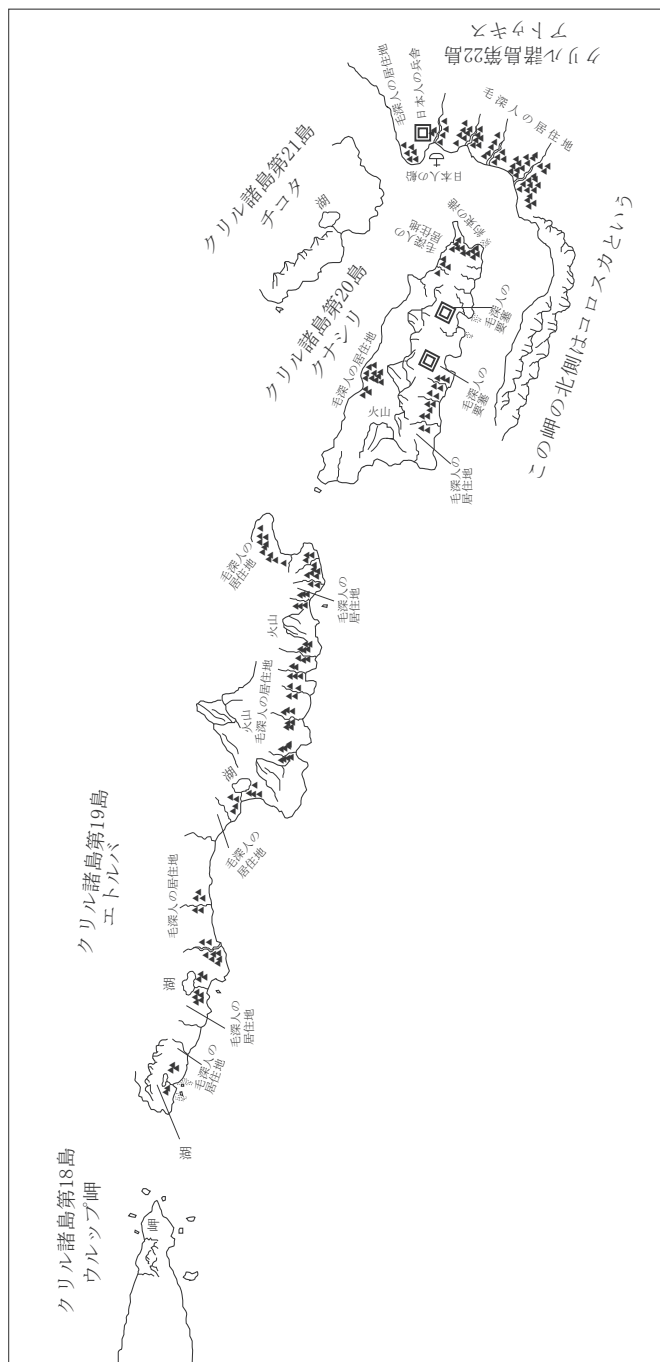


図1 簿冊①. 7 Orr. 2 凡. 2539 JI. 531「ウルップ島・エトロフ島・クナシリ島・シコタン島・アトキス島図」の略図

※原図の主要な箇所のみをトレースした。ロシア語が付記されているものはすべて記載し日本語に変換した。

した「VII - 2 図 シャバーリンの南千島諸島図 1778 年 手書」の原図であろう。

各島にクリル人の「居住地」と「要塞」というロシア語の記載があり、前者は赤い三角形、後者は赤い二重の四角形で表現されている。1778 年台帳で記録されたクリル人の居住地がこの地図にプロットされたと考えられる。また、第 19 島北側にある「要塞」とはアイヌの「チャシ」と考えられ、非常に興味深い。第 22 島の根室半島には、日本人に関する「兵舎」や「船」が記載されており、前者は「要塞」同様、赤い二重の四角形で表現となり、後者は 1 本マストの船の略図で表現されている。また、「岬」「湖」「火山」といった地理的情報も合わせて記されている（文字表記はないが山や河川、岩礁も描かれている）。知床半島には、「この岬の北側はコロスカという」の文言も記載されている。「コロスカ」とは、「カラフト（樺太）」を意味すると推測される⁵³。更に注目されるのは、第 19 島西端部に「約束の港」と記されている点である。これは、1778 年 6 月 21 日の日本人との会談において約束された、翌年 1779 年 7 月 20 日頃に交易のために出会う予定の場所である⁵⁴。地図から推測すると、クナシリ島西端部の北側のノツエト岬と南側のケラムイ岬に挟まれているトマリ（泊）付近にあった港の可能性が高い。

1778 年作成地図の第 20 島をみると、島北半分のみが描かれており、この地域のクリル人をヤサーク徴収対象者として同年記録したと理解できる。そして翌年作成された 1779 年台帳における第 20 島のヤサーク徴収対象者をみると、アタマンが不在のグループ 5 の居住地「トシラ（тошира）」⁵⁵、アタマン・アトゥユク（Атуюк）率いるグループ 6 の居住地「トシムイ（Тошмуи）」⁵⁶、ヤトゥ（Яту）率いるグループ 7 の居住地「イリリプシ（Илилипуши）」⁵⁷というように一族の居住地名が存在する記録があった（表 1）。「トシラ（тошира）」はクナシリ島南側の東部に位置する「トシルリ：年瑠璃」、「トシムイ（Тошмуи）」は同島南側の中央部に位置する「トシモイ：年萌」、「イリリプシ（Илилипуши）」は同島南側の西部に位置する「イリリプシ：入里節」と類推することができる。このことから、シャバーリンとアンチーピンによる第 20 島の航海については、1778 年が北回り、1779 年が南回りで実施し、2 年をかけて島を全周し調査したと推測されよう。

53 注42前掲1778年9月4日付オホーツク港政庁宛シャバーリン上申書。これによれば、「第20島クナシリの北側の対岸には、彼らがコロスカと呼ぶ土地があります。（中略）その土地には交易をおこないクラーブイ〔カラフト人のことか〕がやってくるそうです」（平川新監修・寺山恭輔ほか編、注7前掲『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係 第2集』、pp.78-79）とある。

54 注42前掲1778年9月4日付オホーツク港政庁宛シャバーリン上申書。

55 РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539. л.285. 谷本・鈴木・シェプキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、pp.98-99。

56 РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539. л.285об. 谷本・鈴木・シェプキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、pp.100-101。

57 注56前掲史料。

Ⅲ. ヤサーク徴収台帳の注目点

1. アイヌ史的価値

それでは、このヤサーク徴収台帳の価値を、アイヌ史ならびに日露関係史の観点から概観してみたい。まずアイヌ史的関心からいえば、18世紀後半のエトロフ・クナシリ・シコタンならびにアツケシ（蝦夷島メナシ地方）におけるアイヌの人名を具体的かつ網羅的に記した一次史料であるという点である。これは、和文の史料には存在せず、当該地域におけるアイヌ人名リストとしては最古の記録といえそう⁵⁸。

しかも、島ごとに記載があり、「居住地の長」に関する記載や、それを上首とする「一族」の構成が明示されている。当該期当該地域におけるアイヌ民族の親族（社会集団）構成を考える手がかりが示されていることになる。

また、台帳には、ヤサーク納入の状況が具体的に記されている。たとえば、1779年6月19日の記載にある、「第20島（クナシリ）のアタマン（首長）であるトゥキノエ（Тукиное）の兄弟であるテクントウ（Текунтъ）が、留守のアタマン1名のかわりにクロテン4匹をヤサークとして納入した」⁵⁹というような記述がそれである。ヤサーク納入者は、エトロフ・クナシリ・シコタン・アトキス（アツケシ）の各島に及んでいる。前節で触れたように、ここでいうヤサーク納入の内実は交易であったとも目されるから、1778年・79年の航海において、シャバーリナー一行は当該地域のアイヌと毛皮取引を実施し、それを「毛深いクリル人」からのヤサーク納入の実績として報告しているともいえそう⁶⁰。

裏を返せばそれは、当該期当該地域（エトロフ・クナシリ・メナシ）のアイヌは、機会と条件が許せば松前＝和人のみならず、ロシア人との交易を受容する裁量を示したということになるだろう。アイヌ史的観点から、「安永のロシア人渡来」＝1778・79年におけるシャバーリナー一行の航海を捉える観方も鍛える必要がありそう⁶¹。

2. ツキノエ・サンキチ・シヨンコ・シモチ

アイヌ史的観点から見逃せないのが、前節でも見た通り、後世の和文史料にみえるアイヌの個人名がこれらの台帳に散見される点だ。さきに引用した「トゥキノエ（Тукиное）」は、「夷酋列像」の像主⁶⁰として名高いクナシリ惣乙名ツキノエその人であろう。ツキノエは1789年のクナシリ・メ

58 当該地域の和文人別帳でもっとも古いものは、エトロフについて幕府エトロフ会所の編んだ「エトロフ村々人別帳」（1800年）であろうと思われる（注46前掲『近藤重蔵蝦夷地関係史料』二、所収）。

59 РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539. л.286. 谷本・鈴木・シェプキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、pp.102-103。

60 「夷酋列像」に関する研究史整理を伴う近年の理解として、北海道博物館編『夷酋列像—蝦夷地イメージをめぐる人・物・世界—』（北海道新聞社、2015年）がある。

ナシの戦い⁶¹において高度の政治判断に基づきその収拾を図った人物として知られる⁶²が、その10年ほど前には、シャバーリン一行とツキノエの兄弟である「テクントウ (Текунтъ)」とが、留守であったアタマン1名(ツキノエか)の代わりに毛皮(加工したクロテン4匹)の取引(ヤサーク納入)をなしていたことが、この台帳により明らかになるのである⁶³。川上淳の考証⁶⁴によると、ツキノエには弟が2名あり、そのうちの1名の名が「ウテクンテ」であるから、おそらく台帳にいう「テクントウ (Текунтъ)」は、この「ウテクンテ」に比定し得るであろう。このように、個別具体的なアイヌ史を叙述する途を、この台帳の記録は開いているようにみえるのである。

こうした観点からみると、第20島(クナシリ)の副アタマン、あるいはアタマンとしてみえる「サンキチ (Санкичи) / サンキツィ (Санкиць)」の名も重要である。この台帳によるとサンキチは1779年6月19日に、自らシャバーリン一行にクロテン1匹をヤサークとして納入したと記される(実態は交易であったか⁶⁵)。サンキチはクナシリ・メナシの戦いに先立ってクナシリ惣乙名であったが、場所支配人に提供された酒を呑んで死去し、それが戦いの原因となったとされる人物である⁶⁶。台帳には、「トゥキノエ (Тукиное)」の「一族」が296名、「サンキツィ (Санкиць)」の「一族」が167名であると、それぞれ記されている(表1-No.8,9)。トゥキノエの一族には「Сепая (セパヤ)」という名がみえ、これはセツパヤに比定できる。また、サンキツィの一族には「Амикарь (アミカリ)」という名が見え、これはマメキリに比定できそうだ。

セツパヤはツキノエの子で、クナシリ・メナシの戦いを率い、それを制圧した松前藩に処刑されている⁶⁷。サンキチの弟であるというマメキリ⁶⁸も、戦いを実際に組織し交戦した当事者であり、やはりそれを制圧した松前藩に処刑されている⁶⁹。

61 クナシリ・メナシの戦いについては、根室シンポジウム実行委員会編『三十七本のイナウ』(北海道出版企画センター、1990年)、岩崎奈緒子『日本近世のアイヌ社会』(校倉書房、1998年)、菊池勇夫『十八世紀末のアイヌ蜂起』(サッポロ堂書店、2010年)、川上淳『近世後期の奥蝦夷地史と日露関係』(北海道出版企画センター、2011年)など参照。

62 川上、注61前掲『近世後期の奥蝦夷地史と日露関係』第I部第2章「奥蝦夷地のアイヌ首長イコトイ・ツキノエ・ションコ」(初出1989年)、田島佳也『近世北海道漁業と海産物流通』(清文堂、2014年)補論1「『帳秘録 完』と奥蝦夷地を取り巻く環境について：一つの素描」(初出1990年) p.369。

63 注59前掲史料。

64 川上、注61前掲『近世後期の奥蝦夷地史と日露関係』、p.77(初出1989年)。川上が典拠とした新井田孫三郎「寛政蝦夷乱取調日記」(高倉新一郎編『日本庶民生活集成』第4巻、三一書房、1969年版) p.702によると、ウテクンテはツキノエの指示を受け、戦いの収拾に動いていることが記される。

65 注56前掲史料。

66 川上、注61前掲『近世後期の奥蝦夷地史と日露関係』、p.49,465ほか。

67 川上、注61前掲『近世後期の奥蝦夷地史と日露関係』、p.51,110。

68 内閣文庫本「蝦夷地一件」(五)所収の寛政元年(1789)11月付勘定奉行久世広民宛普請役見習青島俊蔵ほか上申書「松前志摩守領内於蝦夷地騒動仕候儀ニ付申上候書付」に、「クナシリ惣乙名サンキチ」の「弟乙名マメキリ」という記述がある(『新北海道史』第7巻史料1、北海道、1969年版、p.450)。また、新井田、注64前掲「寛政蝦夷乱取調日記」p.688には「同所(クナシリ)ふるかまふ長人マメキリ」とあり、クナシリ島フルカマップの乙名であるとされている。

69 川上、注61前掲『近世後期の奥蝦夷地史と日露関係』第I部第3章「クナシリ・メナシの戦いの死者・指導者」(初出1990年)。

クナシリ惣乙名などと和文史料に記されるツキノエとサンキチ、クナシリ・メナシの戦いを率いたとされるツキノエの子セツパヤ、あるいはサンキチの弟であるというクナシリ島フルカマップの乙名で同じくクナシリ・メナシの戦いの中心となったマメキリの勢力を考える際に、意識しておくなければならない記述であろう⁷⁰。

クナシリ・メナシの戦いとの関連でいえば、ツキノエに加え、前節で触れた第22島（アトキス島＝蝦夷島東部）のアタマンとして、「Сонкаину [Камнамп]（ソクアイヌ [カムナムビ]）」⁷¹と「Сюмоцы（シュモツィ）」⁷²の名が台帳にみえることが注目される（表1-No.11, 13）。ソクアイヌはノッカマップ惣乙名シヨンコに、シュモツィはアツケシ小使シモチにそれぞれ比定してよいだろう。この両名は、『夷酋列像』の像主である。『夷酋列像』の像主12名のうち、ツキノエを加え少なくとも3名がロシア側にアタマンとして記録されていることになる。そのうちシャバーリンらを導いたツキノエに加え、前節で触れたようにシヨンコが直接シャバーリンらへ毛皮を渡しており、シヨンコの渡した毛皮はヤサークの規定量に達していたことが読み取れるのである。

従来、「比較的自立性の高い」などと評価されてきたこの時期のクナシリ・メナシ地方のアイヌ首長たち、しかも個別具体的にツキノエ・ウテクンテやサンキチ・シヨンコらが、実際にロシアとの取引を経験していたことの意義は、クナシリ・メナシの戦いの背景や評価を考える際に、考慮すべき要素といわなければならないだろう⁷³。生産する毛皮（商品狩猟物）の価値が、松前側へは軽物としての、ロシア側へはヤサークとしての価値があることを、生産者あるいは集荷者たる南千島・メナシ地域のアイヌ首長層が、同時に認識し判断する可能性が開かれていたともいえるからである。

こうした観点から、和文史料にみえるアイヌ名とこの台帳に記されるそれとの慎重な照合作業の必要性はアイヌ史的にも一入であり、今後の検討課題としていきたい⁷⁴。

70 かつて海保嶺夫は『近世の北海道』（教育社、1979年）において、18世紀後半の南千島・蝦夷島東部のアイヌ首長層の動向に触れ「この方面のアイヌ人は松前藩の他にロシア人商人とも通商しており、アイヌ人の背後への「赤蝦夷」の出現で一交易地一交易人の原則が通用しない、商場知行制の抜け穴が生じた」（p.139）と評した。谷本・鈴木・シェブキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』で紹介した史料は、こうした見立てをロシア側の視点から検証する途を開いていると考える。

71 РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539. л.145об., 286. 谷本・鈴木・シェブキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、pp.78-79, 102-103。

72 РГАДА. Ф. 7. Оп. 2. Д. 2539. л.146. 谷本・鈴木・シェブキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、pp.80-81。

73 南千島のうちクナシリ・シコタン、蝦夷島のうちメナシ地域（アトキス＝アツケシ島）でのアイヌとロシア人との直接交渉（ヤサークの納入）は恒常的なものとはいえ、正式な記録はシャバーリンら一行の渡来時に限定されたものとみなされる。ただし本文でも指摘した通り、こうした機会に当該地域のアイヌが応ずる動きを見せている点は、重要だろう。

74 作業としては、注58前掲「エトロフ村々人別帳」（1800年）や、人別帳ではないが1789年のクナシリ・メナシの戦いに関する諸記録類に現れるアイヌ人名との照合が可能と考えられる。今後の課題としたい。なお、当該期当該地域の和文アイヌ人別帳の分析に、岩崎奈緒子『日本近世のアイヌ社会』（校倉書房、1998年）第1部がある。

3. ロシア側の作成の動機と編成の抑制

次に、このヤサーク徴収台帳作成に関するロシア側の動機について確認してみたい。航海に従事し台帳を作成したシャバーリンやアンチーピン、航海の企画者であるラストチキン、また南千島方面の編成や対日本通航を目論んだイルクーツク県知事ネムツォフらにとり、これらの台帳は南千島方面の「毛深いクリル人」からヤサークを徴収したという証拠であり、松前藩士との接触の際に新井田大八らから手交された和文文書は対日通航交渉の進展を期待させる証拠として位置づけられる。これらがサンクトペテルブルクへ齎され、元老院総裁に上申されたのは、こうした意図を孕んでのものとみなければならない⁷⁵。

しかしながら、ワシーリー・シェプキンが考察するように⁷⁶、元老院総裁ヴァゼムスキー公爵が女帝エカテリーナⅡ世へ1778年次航海の成果につき奏上したところ、1779年4月30日に下された勅令は、「毛深いクリル人」を「自由のまま」とし、いかなる税も徴収しないように命ずるものであった⁷⁷。勅令では「臣民となった千島列島遠方部の毛深いクリル人」と表現しつつも、事実上、ヤサーク賦課によるその編成を強いることを禁じていることになる。シェプキンが指摘するように、この勅令が出されたのちの1779年6月における台帳にみえるヤサーク受領は、勅令の趣旨の伝達が届いていないことによるものだろう（イルクーツクに勅令が届いたのは1779年5月29日）。

「安永のロシア来航」が起こった18世紀後半頃、ロシア側において「クリル人」と「毛深いクリル人」の区別がもつ意味とは、前者がある種の強制を帯びた「ヤサークを納入すべきロシア臣民（内なる民）」であり、後者が「ヤサークを納入すべきロシア臣民」へと促す対象ではあるが、それよりも「交易を通じて懐柔すべき外なる民」であったと考えられそうである。ロシアによりこの時期、「毛深いクリル人」が交易により懐柔される対象と位置づけられた背景には、ロシアにとって未知の国であった日本（松前藩）との通商実現に向けて、事が円滑に運ぶための仲介者になって欲しいという期待があったのではないか。そうした状況下でエトロフ島以南の島々や蝦夷島東部に住むアイヌは、ロシアにとって松前藩との間の緩衝的な存在として一種の境界性を帯び、それに応じたアイヌ自身の主体的な行動もみられたことになる。

おわりに

かくして、翌1780年の大津波によりウルップのロシア人根拠地が壊滅したこともあり、手塚のいう「Ⅰ」期はおわりを告げ、エトロフ・クナシリ・シコタンならびにアトキス島（蝦夷島東部）

75 谷本・鈴木・シェプキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、図1（p.30）を参照されたい。

76 ワシーリー・シェプキン「『クリル諸島、チュクチ民族、ならびにカムチャツカ等に関する雑録：1779～1785』について」、谷本・鈴木・シェプキン編著、注10前掲『ロシア人による18世紀後半クリル航海記録』、p.7。

77 1779年4月30日付元老院総裁宛エカテリーナⅡ世勅令「ロシア帝国臣民となった千島列島民に対する人頭税免除について」。Макарова、注7前掲史料集に所収。邦訳に、平川新監修・寺山恭輔ほか編、注6前掲『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係 第2集』、18号文書（渡邊聞・畠山禎訳）。

で実際に試みられたアイヌとロシアの事実上の交易、あるいはヤサークの収受は、以後途絶するに至る。「Ⅱ」期以降、ウルップはロシアの毛皮集荷の根拠地として再興し、ラクスマンやレザノフといった使節派遣により日本との通航を模索する動きは継続するものの、エトロフ以南のアイヌ民族との往来は基本的に途絶したまま、ウルップ以北においては千島アイヌの言語・文化的個性が磨かれていくことになる。他方、エトロフには 19 世紀以降場所請負制度が貫徹し、子モロ場所・クナシリ場所と同様、「異国境」の内なる東蝦夷地エトロフ場所として幕藩制国家日本に直接編成されていくことになる。

こうしてみると 1778 年・79 年のヤサーク徴収台帳は、その記載された地域のアイヌ社会が、いまだ日露の狭間で主体的に交易を実施し得た時期の記録とみることができることに気づく。19 世紀初頭の蝦夷地幕領は、サハリンと千島のアイヌにとって、その中継交易者としての地位が否定されるという意味で、アイヌ史上のひとつの画期として捉えることができるが、その前夜の南千島・蝦夷島東部メナシ地方の状況を記した貴重な一次史料として、これらの台帳は大きな価値を持つものとみることができるだろう。今後、さらなる検討を進めていく所存である。